

ENERGY STAR2014 年先端技術要件：改良型乾燥機

パフォーマンス特性	要件	要求される文書
製品パフォーマンス		
エネルギー効率 ¹ -標準型衣服乾燥機 ²	CEF ≥ 5.5, 少なくとも 1 設定で達成可能、 ≤5% ³ の残留湿分含有率で終了 CEF > 5.0, 少なくとも 1 回の設定 ⁴ で達成可能 CEF > 4.1, 「通常」サイクルで達成可能 各試験サイクル ⁵ を < 80 分に終了	特にことわらない限り、10 CFR part 430, subpart B, appendix D2 の DOE 試験方法と整合性のある試験方法で、第三者研究機関が試験を実施して得られた試験結果
エネルギー効率 ¹ -コンパクト型衣服乾燥機 ⁶	CEF ≥ 6.6, 少なくとも 1 回の設定で達成可能、 ≤5% ³ の残留湿分含有率で終了 CEF > 6.0, 少なくとも 1 回の設定 ⁴ で達成可能 CEF > 4.5, 「通常」サイクルで達成可能 各試験サイクル ⁵ を < 80 分に終了	特にことわらない限り、10 CFR part 430, subpart B, appendix D2 の DOE 試験方法と整合性のある試験方法で、第三者研究機関が試験を実施して得られた試験結果
初期設定	衣服の通常量負荷を乾燥する最も効率的な設定を初期設定として設定すること	ユーザーマニュアルもしくは設計文書のコピー
追加の会社要件		
製品商品化プラン	必要	新会社**は、市場規模、商品化に当ってのパートナー、目標とする適用分野、目標とする地域、及びプラン実現を支援するスタッフプランを含む、製品の米国市場への商品化プランを提出しなければならない。EPA は、それを承認しなければならない。
訓練及び設置プラン	必要	新会社**は、設置者への技術訓練に関する会社の方針詳細を含む、米国市場への訓練及び設置プランを提出しなければならない。EPA は、それを承認しなければならない。

1 複合エネルギー因子(Combined Energy Factor :CEF)=衣服乾燥機の試験負荷重量をサイクル当たりの待機及びオフモードエネルギー消費量で割った値 (ポンド:lb 表示) 及びサイクル当たりの電気乾燥機エネルギー消費量もしくはサイクル当たりのガス乾燥機のエネルギー消費量 (キロワットアワー:KWh 表示)。衣服乾燥機に対する米国エネルギー省(Department of Energy :DOE)の試験方法(10 CFR 430, Subpart B, Appendix D2)に従って測定される。特にことわらない限り、丸めによる有利な値ではなく正確な値を用いて、仕様制限値を順守しているか否かを評価すること。

2 標準型衣服乾燥機=ドラム容量が 4.4 立方フィートを超える衣服乾燥機。ドラム容量は衣服乾燥機用 DOE 試験方法(10 CFR 430, Subpart B, Appendix D2, Section 3.1.)当たりで評価すること。本文書で特にことわらない限り、試験条件は全て、10 CFR 430, Subpart B, Appendix D2 にある DOE 試験方法と整合性を持たせること。

3 本要件の目的を踏まえ、製造事業者は、CEF 要求値(標準型 5.5、コンパクト型 6.6)を達成するための DOE 試験方法に関し、最もエネルギー効率の高い温度、乾燥度、及びサイクル終了の自動選択を用いることができる。更に、製品は、DOE 試験方法で要求されている残留湿分含有量(remaining moisture content : RMC) $\leq 2\%$ の代わりに、 $\leq 5\%$ でサイクルを終了することができる。

4 本要件の目的を踏まえ、製造事業者は、CEF 要求値(標準型 5.0、コンパクト型 6.0)を達成するための DOE 試験方法に関し、最もエネルギー効率の高い温度、乾燥度、及びサイクル終了の自動選択を用いることができる。本文書で特にことわらない限り、他の試験条件は全て、10 CFR 430, Subpart B, Appendix D2 にある DOE 試験方法と整合性を持たせること。

5 10 CFR Part 430, Subpart B, Appendix D2 にある DOE 試験方法に従って 1 回の完全サイクル(one complete cycle)を終了するのに必要な時間。「サイクル」とは衣服乾燥機の一連の運転を意味する加熱、転がし、乾燥という機能の変形もしくはその組合せを含めることができる。本要件の目的を踏まえ、試験研究機関は、3 つの試験モードのそれぞれに対する 1 回の完全試験サイクル(one complete test cycle)を終了するのに必要な時間を記録しなければならない。

6 コンパクト型衣服乾燥機=ドラム容量が 4.4 立方フィート未満の衣服乾燥機 ドラム容量は、衣服乾燥機用 DOE 試験方法(10 CFR 430, Subpart B, Appendix D2, Section 3.1.)当たりで評価すること。本文書で特にことわらない限り、試験条件は全て 10 CFR 430, Subpart B, Appendix D2 にある DOE 試験方法と整合性を持たせること。

**新会社とは、自社ブランド名の製品を販売する小売店舗数が 100 以下しかない会社と定義する。

2014 年 3 月 11 日